

令和6年6月10日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

(1) 期日 令和6年6月10日(月)

(2) 開会 午前9時58分

(3) 散会 午前11時2分

3 場所 議場

4 出席委員

白石純一委員長、大田基次副委員長、高崎良二委員、
竹之内和満委員、大野雅子委員、渡辺久治委員、
川畑二美委員、川原慎一委員、竹原信一委員、
牟田学委員、木下孝行委員、山田勝委員、
濱田洋一委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

環境水産課

課

長 園田 豊君

課長補佐兼生活環境係長 早水 英行君

水産係長 松永 雄輔君

7 会議に付した事件

議案第40号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○ 議案第40号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算

白石純一委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本日の日程は、配付しました日程表のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議案第40号を議題とします。

6月6日に執行部に対し資料請求をしておりました。

旧阿久根市栽培漁業センターの施設等の無償譲渡の相手先と阿久根市の当該無償譲渡の契約書及び旧阿久根市栽培漁業センターの施設等の無償譲渡の相手先と阿久根市の当該施設等の敷地の貸借の契約書が執行部から提供されました。

提供された資料は、ペーパーレス会議システムに掲載する方法により各委員に配付いたしました。

本日の予算委員会から御覧いただけますので、御確認をお願いします。

ここで、執行部から提供された資料に関し、所管課に出席を求めて質疑を行う必要があるかお伺いします。

[竹原信一委員「ちょっと見る時間をもらってからでもいいかな」と呼ぶ]

暫時休憩します。

(休憩 午前10時～午前10時5分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで執行部から提供された資料に関し、所管課に出席を求め質疑を行う必要があるかお伺いします。

木下孝行委員

私は、6月6日はちょっと体調不良ということで欠席だったもので。

今日、契約書を建物と土地の貸付けに関する契約書を資料として請求したということは、事前に聞いておりましたけれども、この流れになったことに関して、ちょっと私も納得いかないといえますか、なぜこういうふうな形になったのかという考えをちょっと皆さんには話して……

白石純一委員長

木下委員、ここでは、所管課に対して質疑を行う必要があるかどうか、そのことについて。

[木下孝行委員「だから今からそこを話をしていくから」と呼ぶ]

木下孝行委員

まず3月26日にですね、本会議において、建物の無償譲渡に関しては、議会が議決をしております。

その中で、議決をする執行部の説明の中で、土地の貸付けに関しても280万円ほどの貸付料が入ってくるということを説明もいただいた上で、質疑、討論をして、議決をした案件

であってですね、今回は補正1号の中で、280万円の賃借料が出てきたという、歳入ですね、そういう案件でありまして、もう事前にその話は皆さんも承知をしている中で、なぜその契約書まで提出が必要だったのかということに関して、私は納得いかないというか、おかしいなという疑問があつて。

白石純一委員長

木下委員、それは委員会で決議されたことですので、その件に関しては。

木下孝行委員

分かっているけど、そこを分かって皆さんは質疑等もするべきであろうと思いますし、委員会として呼ぶことにはいささか私は反対もしないつもりでいます。

異議を言えばもう採決になりますけど、もう異議も言いませんけども、そこは皆さんよく考えて質疑はしてほしいと思います。

白石純一委員長

質疑は行う必要はないというお立場でよろしいですか。

〔木下孝行委員「してもいいと言っています」と呼ぶ〕

質疑もしてもよいということですね。

山田勝委員

所管課の課長の出席を求めてください。

白石純一委員長

分かりました。

必要なしという方はいらっしゃらないようですので、所管課に出席を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

所管課に出席を求めますので、準備が整うまで暫時休憩します。

(休憩 午前10時8分～午前10時9分)

〔環境水産課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

環境水産課に出席いただきました。

議案第40号中、環境水産課所管の事項の審査を行います。

先ほど提供された資料について質疑を行います。

質疑ございませんか。

山田勝委員

私は、実は質疑があるんですけども、提供された資料については質疑ありません。というのは、私も皆さんもみんな同じ説明を受けてですね、私たちは納得して議決したわけですよね。

もう本当によかったって喜んで、本当に喜んで納得して議決しました。

ただ、私はここでお尋ねしたいのはね、その後どういう状況で、この会社はしてるんですか。

例えば何人ぐらい来て仕事をしているのか、地元雇用についてどういうことですかというのをお尋ねしたいと思ってました。前向きに、はい。

園田環境水産課長

現在、譲渡を受けた事業者につきましては、施設について老朽化が進んでいたことから、随時修繕を行っております。

なお、今の勤務状況ですが、当初1名の研究員が本市に入りまして、その対策に入りました。続きまして、2人の研究員が追加でまた本市に転入し、その準備を進めております。

また、市内在住の阿久根市民からも1人雇用を行い、一緒に施設の改修を行っている段階です。

また、一部、バナメイエビの稚魚を既に施設内に入れて、試験的に種苗生産を開始したところです。

山田勝委員

今、都合何人働いてるんですかね。

これ、今後の雇用はどのような状況か、課長が知っとったら教えてください。

園田環境水産課長

今後の雇用体系についてでございますが、当初の説明では、全部で10名ほどの研究員が阿久根のほうで研究を進めるという説明を受けております。近々、また2名の研究員が入るといった情報も入っております。

また、地元雇用につきましても、10名前後ということで説明を受けておりまして、既に先ほど言った阿久根市内の住民とは別にですね、ハローワークで2名ほどの募集を行っている状況です。

山田勝委員

最初から何遍も言うようにですね、この施設はどうしようもできないでいた施設です。竹原委員が賛成討論をしたように、もう本当によかったねという気持ちで私もいる。竹原議員もそんなに言いましたよ。

だから、そういう意味で私たちは期待に期待をしながら、あなたが提案理由の説明のときでもう十分すぎるぐらいね、提案理由の説明をしていただいておりますよ。品質改良の拠点として位置づけてやってるんだと。今ですね、大川辺りは海藻も何もないんだから。そういうところにね、何とかできるかもしれないという期待の施設でありますので。

もうね、こうして、私はもうこれがなくてもあなた方の説明で十分だったけど、皆さん方同じ説明を聞いてとっても非常に難しい方々ばかりで、説明をしてほしいということで出していただいて、これはもう、それはそれでいいとして、前向きに一生懸命取り組んでほしいと思います。

白石純一委員長

資料に関する質疑をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

渡辺久治委員

建物等無償譲渡契約書についてお尋ねします。

これはもう無償譲渡されたんですけれども、固定資産税が発生すると思うんですけれども、それはいかがですか。

園田環境水産課長

この旧栽培漁業センターの建屋、施設等については、譲渡した相手先の固定資産税が令和7年度から発生するという事になっております。

渡辺久治委員

ということは、当然この固定資産税は、この乙、リージョナルフィッシュ株式会社になるということになりますね。

園田環境水産課長

そのとおりになります。

〔渡辺久治委員「分かりました」と呼ぶ〕

竹之内和満委員

契約書をきちんと、賃貸借契約、譲渡契約とされておりますので問題ないと思いますが、ちょっと質問をさせていただきます。

賃貸借契約書のほうなんですが、第8条にこの財産の保全、修繕に関する経費は原則として、乙の負担とするということなんですが、譲渡する前は恐らく市のほうでもある程度の修繕をしたと思いますが、今からのやつは、今からする修繕に関しては、その相手方、乙のほうがするということによろしいでしょうか。

園田環境水産課長

施設等の補修・修繕につきましては、もう既に相手に譲渡してあり、相手事業者の責任において進めることとなります。

あわせて費用も、相手事業者が支払うこととなります。

〔竹之内和満委員「了解です」と呼ぶ〕

大野雅子委員

両方の契約書についてお伺いします。

ここの契約、乙のほうですね。住所と名前をもう1回、教えてください。

園田環境水産課長

相手方の住所、氏名ということではありますが、それぞれの契約書に記載のとおりと考えております。

大野雅子委員

私、リージョナルフィッシュ、どんなところかなと思ってちょっとホームページ見たらですね、ここの住所が京都大学国際学科イノベーション棟となっておりますが、京都大学国際科学イノベーション棟だったと。ホームページには載ってるんですね。

契約書っていうのは、住所はとても大事だと思うんですが、もしこのとおりで契約されたんでしたら、お互いに訂正が必要になってくるんじゃないでしょうか。

白石純一委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前10時17分～午前10時17分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

園田環境水産課長

ただいま、住所等が違うのではないかと御指摘でしたが、今、定款等を確認したと

ころ京都大学国際学科という表示が正式には京都大学国際科学という表現になっておりません。

この契約書については、相手方にも十分確認いただきながら契約を交わしたところではございますが、恐らく委員の御指摘のとおり、定款を見ますとこの科学と学科というのが間違いではないのかと考えるところです。

これについては相手方に再度確認しまして、しかるべき修正あるいはそういう取扱いをしていきたいと考えます。

大野雅子委員

契約書はとても大事ですので、そこら辺のところはしっかりお願いいたします。

もう一つ教えてください。

賃貸借のほうの1番最後のところの貸付物件目録のところでは、

地積の1万5254.32平方メートルのうち1万5054.32平方メートル、残りの200平方メートルはなぜ抜いてあるのでしょうか。教えてください。

園田環境水産課長

この200平方メートルの差でございますが、以前も御説明したことがございますけど、この200平方メートルについては県の施設が設置してある面積部分でございますので、そこを除いた1万5054.32平方メートルを契約を交わすこととしております。

大野雅子委員

ありがとうございました。

川畑二美委員

建物等無償契約の中の本契約の成立、第17条なんですけど、この契約は仮契約とし、地方自治法96条って、これは仮契約であって、議会が承認しないと契約されないということで考えてよろしいのでしょうか。

園田環境水産課長

取扱いとしては委員がおっしゃるとおりになります。

したがって、令和6年3月26日本会議におきまして、議会の議決をいただいた時点で本契約と変わったこととなります。

〔川畑二美委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではすいません、私、委員長からも質疑させてください。

委員長の職を副委員長、お願いいたします。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次委員は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員

市有財産賃貸借契約書。年間280数万円という賃料が入っておりますけれども、これは支払期日はどうなってますでしょうか。

園田環境水産課長

この貸付料の期日ということですが、今後、納入通知書を発行して、納入を求め

ることになります。

したがって、その納入通知書に従い、令和6年度分については、この予算決定後、納入通知書の発行により期日を決定してまいりたいと考えております。

白石純一委員

年間払いになるわけですね、分納ではなく。

園田環境水産課長

はい、そのとおりになります。

白石純一委員

通常、我々が賃貸借で土地や建物を借りて利用する場合、普通は前払いだと思うんですが、今回そうされなかった理由は何かあるんですか。

園田環境水産課長

今回、令和6年度につきましては、まず、上物の建物を譲渡することが議決をいただく必要がございました。

それに伴いまして、土地についてはですね、議会議決後に契約を交わすこととしました。

また、建屋の物件引渡しについては令和6年4月1日としていたことから、その日に合わせ令和6年4月1日に土地の契約も交わしたところでございます。

そのとき、新年度予算に計上してなかったということで、今回予算の提案をさせていただいておりますので、それが成立次第ということで、今回は期日を今後設定していくことと考えております。

白石純一委員

また、我々が賃貸借する場合は、保証金を大体借主がですね、入れることになるんですけども、他の自治体の市有財産賃貸借契約書を拝見しても、保証金を求めているケースが、私が見た限り、範囲では全てでしたが、保証金は求めなくてよかったんですか。

園田環境水産課長

求める必要があるかないかは、ここでちょっと、私もこれまで取扱いをしておりませんので明確にお答えできませんが、相手方との信頼関係により設定した金額をお支払いいただけるものと考えております。

白石純一委員

民間でですね、貸主がそういう判断をすることはあるでしょうけれども、この財産は市民の市有財産でございますので、その辺はしっかり市民の財産を守るという意味では、保証金を入れるべきではないのかなと私は考えます。

続きましてお伺いします。

この契約の中に、通常であればあるべきであろうと考えます暴力団あるいは反社会的勢力の関与・利用を制限する、またそうしたものがあつた場合解除できるというようなことをうたうのが普通だと思うんですが、この賃貸借契約書にそれが無いのは、私はどうかなと思うんですが、その点についてはどう判断されましたか。

園田環境水産課長

今回の土地契約につきましては、先ほど申しましたように建屋の譲渡と一体に取り扱う必要があつたことから、建物の譲渡等の契約の第17条でそういう乙が地方自治法第167条の第4項第1項の規定に該当することとなつた場合は、甲の契約を解除することができ、一切の損害賠償の責めを負わないと規定してございます。ということで、ここでもう既にそ

ういう内容をうたったことから、土地については一体的なものと考え、その規定は設けておりません。

白石純一委員

建物譲渡契約と市有財産賃貸借契約は別物なので、私は当然、市有財産賃貸借契約書にもそうした反社の規制の条項はあるべきだし、あつて何ら不利益はこうじないわけですから、その辺、お互いにあるいは市民にも誤解を与えないように、入れるべきであったと強く思います。

続いての質疑ですが、これは定期借地契約ではないということによろしいのでしょうか。

〔園田環境水産課長「すいません」と呼ぶ〕

定期借地契約ではないという理解でよろしいのでしょうか。

ちょっと補足しますが、定期借地契約というのは、10年なら10年、それが終了した時点では全てもうそこにいる権利はなく、全て空け渡さなければいけないと。

そうでなければ、この契約でそれをうたっていない場合は、借地人はその建物が残置されている場合、あそこに居続けることができるというのが借地借家法でございますので、そこがしっかり定期借地ですよ、10年以降はお互いが合意しない、新たに契約を結ばない限り更新はないんですよというのをうたうのが私は通常ではないかと思いますが、その辺りは検討されなかったということによろしいですか。

園田環境水産課長

今回の契約につきましては、事業者の募集の要項の際、事業者は少なくとも10年間は種苗生産事業を行うことと条件付け、貸付けの日から10年として公募を行っておりました。

そういうことで、10年間の今回の土地の貸借契約を交わしたわけですが、財産規則第21条では、貸付期間は、専ら事業の用に供する建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合は10年以上50年未満とされており、この範囲内での貸付けになることと考えます。

白石純一委員

その辺りはですね、しっかり契約書にもうたって、10年なら10年の定期借地ですよということのをうたうのが私はお互いにとっても、市民にとっても誤解のないことだと思います。次の質疑です。

先ほど、県の施設が一部含まれているから、その部分は外すということでしたが、県はその後も、それを今、使っているということでしょうか。

あるいは、その土地についてはどういう扱いになってますか。

園田環境水産課長

県の施設の御質問ですが、鹿児島県水産技術開発センターが陸上実験を目的として施設が整備されております。その面積が200平方メートルということでございます。

貸付料につきましては、公共機関であり、海洋資源確保試験ということで、減免取扱いとしているところではございますが、もうなかなかその試験もままならないということで、現在その施設は休止中の状況でございます。

ついでには、今回、この本市が所有する施設等を今回の譲渡という形になったことから、県にその施設の取扱いをどうするかと問い合わせたところ、今後も活用の見込みがないということで、処分等を含めて検討するというところでございました。

白石純一委員

この相手方の経営者、つまり役員ですね。役員が交代したとき、あるいは株主が、株式

の過半数を取得するような新たな株主があらわれた場合、つまり、このリージョナルフィッシュはそのとき、時点で今とはほとんど、名前は一緒だけれども経営自体は、あるいは企業の実態は変わるものになるわけですが、そうしたときの通知義務は設けられていますでしょうか。

園田環境水産課長

委員がおっしゃるように、いろんなケースが想定はされると考えます。

こういう不測の事態に関しましては、市有財産賃貸借契約書の第20条で、疑義の決定ということで、何か不測の場合はこの規定に基づき対応していければと考えております。

白石純一委員

そういうことでは、私はリスクマネジメントにはなっていないと思うんですね。

つまり、経営者あるいは株主の過半数、会社を支配する株主が変わった場合、予期せぬ方に変った場合、あるいは外国資本に変った場合、そうした場合に協議に応じるかと。応じないですよ。

したがってそういう場合は、市が解除できるという権利も私は設けるべきではなかったかなと思います。

次の質疑ですが。

園田環境水産課長

すいません、あと契約の解除という項目も今確認できました。

第14条で、甲は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるというふうにお示ししております。

一方で、支払期限後3か月以上の支払を怠ったとき、第2号で乙がこの契約に違反したときということで、契約の解除についてもうたっております。

白石純一委員

私の質疑あるいは意見の答えになっていないんですね。というのが、新しい株主、例えば外資系の会社が外資資本が株主になって、会社の様相ががらりと変わったときもこの契約に違反はしていないわけです。

違反はしていないけれども、阿久根の例えば安全保障、国のあるいは阿久根の安全保障に不利益を被るようなことが想定される場合は、当然、私は、阿久根市はこの契約は解除すべきであって、そうしたまず通知義務がございませんのでそれを知る由もありません。

したがって、その辺りのリスクマネジメントがこの契約ではかなり不足しているのではないかなと思います。

そしてもう一つ、リスクマネジメントについては通常、この契約の大体1番後ろにですね、裁判の管轄は大体地元の裁判所にするという、この財産、資産のある裁判所の管轄にするということが通常なんですけれども、この場合何も書いてございませんので、例えば相手方が関西や関東の裁判所に訴えられるかもしれません。

そしたらいちいち、阿久根市の関係者はそちらまで出向かなければならないということになります。

そうした裁判の管轄についてもうたっていないという辺りも、非常に私は契約書として不備ではないかなと思います。

最後に、建物の無償譲渡の仮契約書ですけれども、これは10年の、先ほどの土地の貸付けが終わったときは、建物・施設は全て解体する、処分ということが公募の際の条件

だったと思いますが、この二つの契約書にもそれははっきりうたっていないと思うんですが、そこはどうなっていますでしょうか。

園田環境水産課長

建物の解体についてですが、今回はもう建屋を譲渡して、相手の所有物にすることで相手方の責任においてこの取扱いは、最終的には解体まで含めて取扱いをしてくださいというのを募集でお示しました。

ただし、これについて冒頭の質問等でもお答えしましたように、多くの投資をされることから、なかなか10年で撤退されるようなことは想定はされないと考えております。

つきましては、10年経過後にですね状況等を勘案しながら、その取扱いを再度、契約で結ぶべきか、取扱いを考えていきたいと思っております。

白石純一委員

公募の際の公募候補者からの質問で、10年後は、契約終了後は建物をどうするんですかというような質問があり、それに答え、答弁があったと思いますが、それは今、御手元にございますか。

あったら読み上げてください。

園田環境水産課長

公募の際にですね、数者からその施設の譲渡について問合せがありまして、その際に、10年の契約後、契約更新しない場合は更地にしなければならないかという御質問がございました。

それに対して、建物等の無償譲渡と土地の有償貸付けは、少なくとも10年間種苗生産事業を行うことを条件としますと。この場合、建物等は無償譲渡により譲渡者の所有となりますが、土地は市有地ですので、事業を廃止し、土地の貸付けに関する契約を更新しないときは、更地にさせていただくこととなりますとお答えしております。

白石純一委員

了解しました。

今、るる二つの契約書に、最後にごめんなさい、これ最後に、建物譲渡のほうの仮契約書が確かにここでうたっておりますのは、市議会の決議をもって有効になるとありますが、本契約書というのは結ばなくてもよろしいのでしょうか。というのが、確かに仮契約書を見れば、本契約で有効になってるといのは分かりますけれども、市民の皆様には仮契約書のままという、たとえ文言をうたってあってもですね、これは仮契約にしたほう、ごめんなさい、本契約という、本は要りませんが契約書という形で改めて結び直すことのほうが誤解を生まないと思うんですが、その辺は不要と考えられたのでしょうか。

園田環境水産課長

いろんな取扱いはあると考えるところですが、今回については、この仮契約書を議会議決をもって本契約に変えると、一定の確認をしながら進めてまいりましたので、これで問題ないと考えております。

白石純一委員

私はですね、この年間280万円の収入が10年間保障されるということは、非常に市にとってありがたいことであると考えております。

ただ、その基になるこの契約書はですね、ちょっとこれでいいのかという契約の内容が多々私には見られますので、その辺、弁護士にはこの契約書を双方見られておりますで

しょうか。顧問弁護士ですね。

園田環境水産課長

市については、弁護士に確認はしておりません。

相手方は存じ上げません。

白石純一委員

相手方の弁護士や相手方が弁護士に確認したかどうかは別にいいんです。

市が市の弁護士に確認しない、こうした大事な10年にわたる契約、しかも海岸線という阿久根の大事な財産をお貸しするに当たっては、私は十分、弁護士に見てもらわうべき。

例えば反社の条項がない、所管の、管轄の裁判所の件もない、定期借地の件もないということで、私は、その辺はもう一度ですね、弁護士にお見せになられて、必要な、先ほどの住所の件もありますよね。

まき直すべきはまき直す。先方も決して不合理にそれを拒否しないと思いますので、その辺りは強くやるべきだと私は考えて、私の質疑を終了します。

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代いたします。

〔大田基次副委員長は委員席、白石純一委員は委員長席に着席〕

白石純一委員長

以上で所管課への質疑が終了しました。

この際、現地調査について皆様の御意見を伺います。

〔発言する者あり〕

すいません、失礼しました。

ほかに質疑はございませんので、議案第40号中、環境水産課所管事項の審査を一時中止します。

環境水産課は退室してください。

ありがとうございました。

〔環境水産課退出〕

白石純一委員長

以上で所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について皆様の御意見を伺います。

現地調査が必要である場合は、必要かの御意見をお伺いします。

よろしいですか。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしとの御意見がありますので、現地調査を行わないことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査を行わないことと決しました。

以上で質疑等を終結します。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時44分～午前10時55分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。
質疑が終了しましたので、採決に進みます。
念のため申し上げます。
議案に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。
まず、討議に入ります。
討議ございませんか。

竹原信一委員

疑問に思っておりますのは、例えば阿久根市の観光事業。例えばアクネファン創出事業など、4人、4件におよそ200万円ほど支出するような話でございました。

阿久根市は、阿久根市にある企業、大企業といいましょうか、A-Zあくね、これは従業員数282名、年間650万人以上の来客があります。

これに比べて、この阿久根市が200万円程度かけてやる事業というのは、余りにもその費用対効果というものを考えられていないんじゃないでしょうか。

阿久根市の観光事業、そしてもう一つは、どんどん人口が減っている、日本人が年間、阿久根ですすよマイナス249名、去年の5月、令和5年の5月から今年の5月までですけどもマイナス429名、そして外国人が59名で増えていると、こういう状況なんですよ。

何が大きかって言ったら、阿久根市の市民が逃げられない、逃げちゃいけない、逃げられてしまわないような事業にもっとお金をね、投資すべきではないかと思うんですよ。200万円はどっかに投資すれば、もっと阿久根に居ようかなというようなことが起こるはずなんですけども、その辺についてですね、バランスが極めておかしいんじゃないかと思うんです。

皆さんに御意見はございますか、何か。

白石純一委員長

皆さんから討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討議がないようですので、討論に入ります。

反対討論ありますか。

竹原信一委員

1件は、人口動態に関する全般的な視点というものが存在しないと。職員が頑張ったんだからという、頑張るんだから、頑張ったんだからということで、たかだか4人の人々を200万円かけて呼んで、成功したりしないのというのは非常におかしいと思うんですよ。

阿久根は年間429人が減り、そして外国人が59名増えている。

この大きな数字に対して対応を考えていかなければいけないのに、私たちの視点が非常に、余りにも局部的で、結果として成果を出していないということになっていると思います。

このアクネファン事業がとにかく悪いのなんのという話ではないです。もっと根本的な視野が狭過ぎる。だから成果が出ないんだと申し上げたいんですよ。

それともう1件、ワクチンの件ですね。

新型コロナワクチンは、今年2月の報道、そして厚生労働省の資料によると、今年1月までに健康被害申請数が1万件超え、そして6,000件以上が健康被害を認定されて、3,000件が審査中です。死亡事案は何と453名、600件以上の審査が終わっていないと。恐らく

1,000人ほどの死者を確認されることでしょう。

こういった情報は、報道でも全くほとんどですね、皆さん知らないんですよ。厚労省発表してるのに報道がないから。

そして市役所職員も、阿久根市は安全性そして有効性を確認してやっているものと考えていますとか言ってる。市民はこんな本当の情報を、この危険性を知らないまま市役所が言うことを真に受けて判断して、うかうかと接種していると。

私の知り合いでも、親子して立て続けに亡くなった方がおります。それが原因は心臓疾患。阿久根市の死者数が多いと言われた原因も心臓疾患です。ワクチン被害者として申請されないまでも、非常にワクチンによる影響は大きいと思われまます。

阿久根市役所の体制の不備を指摘させていただき、予算に反対します。

山田勝委員

私がかねがね、市の職員がちゃんとしなさいって、努力しないからこういう事情だとやかましく言っておりますけれどもね、部分的に住民はね、非常によく頑張ってますよ。産業、農業する人もいろんな頑張ってますよ。

でも、それを前向きに進めるといようなね、部分的な予算も、私から見れば、かなり進んでありますよ。かなり予算を組んでおりますし、あわせて相談したら前向きに捉えてくれる、そういう部署もかなりあります。

どっちにしても事業を進めなければ、前に進めなければですね、なかなかうまくいかないということで、私は予算に賛成します。

白石純一委員長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第40号、令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）を採決します。本件は、起立により採決します。

議案第40号について、可決すべきものと決することについて賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めそのように決しました。

以上で予算委員会を散会します。

（散会 午前11時2分）

予算教委員会委員長 白石 純 一